

震災に便乗した悪質商法について

大規模な地震の後には、「震災に便乗した悪質商法」が横行します。平成30年6月18日、大阪府北部において地震(最大震度6弱)が発生した影響により、県下においても、災害時の混乱や震災による不安な気持ちにつけ込んだ悪質商法の発生が予想されます。それでは、以下のとおり、過去の震災時に発生した便乗商法の手口を紹介します。



① 屋根・外壁の修理

「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る。」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や外壁の修理契約を勧誘する。

② ブルーシートを用いた修理

「ボランティアで、損傷した屋根にブルーシートをかけている」と言って訪問し、その後、「応急処置が必要な箇所がある。」「ブルーシートをかけるより、今すぐ補修をしたほうが良い」と不安を煽り、高額な契約を急がせる。

③ 耐震診断

公的機関ではないのに、公的機関を思わせる名称で「家屋の耐震を診断します」というチラシ広告を配布して勧誘、高額な契約をさせる。

④ 布団のリフォーム

「被災地に送るために古い布団を集めている。」と訪問し、布団を寄付した人に「いい布団なので、もったいない。打ち直したほうが良い。」と高額な布団のリフォームを勧誘する。

※ この他にも様々な手口が予想されます。

このような話があれば、川西警察署生活安全課
(TEL072-755-0110) までご連絡下さい。